

第 1 1 回北広島市行財政構造改革委員会

と き 平成16年10月19日(火) 15:30から
ところ 北広島市役所 本庁舎 2階会議室

会 議 次 第

1 開 会

2 協議事項

財源確保の方策について (一部修正)

- ・ 収納率向上対策の強化について

北広島市 PFI 活用指針について

「未利用市有地の処分等」について

3 その他

- ・ 次回日程 (10月26日・火曜日 15:30~)

収納率向上対策の強化について

2 収納率向上対策に係る検討結果

今後の対策は、「徴収体制の強化」、「徴収方法の多様化」、「悪質滞納者への対応」を基本として、関係法令、市民理解、費用対効果を考慮し、優先順位を定めて取り組むことが必要である。

(1) 徴収体制の強化の取組み

現年課税分の収納強化を図り、滞納繰越化を防止する。

収納強化週間等の導入による臨戸訪問、電話催告、夜間や休日の納税相談等のさらなる強化を図る。(各税目の納期に合わせた取組み)

北海道と連携した徴収体制を推進、強化し、市道民税の悪質滞納者対策に一元化して取り組む。

事務事業の見直し、外部委託の積極的な推進などにより、職員定数が見直され縮減される傾向にあるものの、徴収担当職員の困難性を考慮し、できるかぎり納税職員の増強を図るなど徴収体制の強化に努める。

収納管理業務にとどまらない滞納管理システムを導入する。(事務処理及び滞納者管理の簡素化)

収納対策の意識の共有化を図るため、管理職以上の職員による徴収業務支援体制を検討する。

(2) 徴収方法の多様化の取組み

口座振替のさらなる促進及びPR強化

コンビニエンスストアでの収納取扱など市税等の収納窓口の範囲拡大及び取扱時間延長の検討

(3) 悪質滞納者への対応

恒常的な滞納者の現状は、一税目だけでなく複数税目にわたり、かつ、滞納税額も数年分となり、高額化している状況にある。市税の滞納を放置しておくことは、納税義務の履行における市民の公平を阻害することになる。

市税を滞納し、かつ、納税について著しく誠実性を欠く者等に対しては、滞納者への特別措置を講じている自治体の実施状況や関係法令を検証し、次のような措置を例として、市税の徴収に対する市民の信頼を確保する方策を検討する。

行政サービスの制限

悪質滞納者の公表

市との各種契約における入札参加資格の停止

今後の対策は、「徴収体制の強化」、「徴収方法の多様化」、「悪質滞納者への対応」を基本として、関係法令、市民理解、費用対効果を考慮し、優先順位を定めて取り組むことが必要である。

(1) 徴収体制の強化の取組み

税の滞納を防ぐためには、未納となった時点ですばやく対応することが最も重要なポイントとなる。早めの取組みにより滞納を増やさないことを目標にする。

収納強化週間等を設定し、期間中は職員の勤務体制を夜間にシフトするなどして、夜間や休日の納税相談や電話催告にあたるとともに、臨戸訪問等のさらなる強化を図る。(各税目の納期に合わせた取組み)

収納対策の意識の共有化を図るため、管理職を含めた職員により夜間電話催告や臨戸訪問にあたるなど徴収業務支援体制をとる。

現年課税分の収納強化を図り、滞納繰越化を防止する。

収納管理業務にとどまらない滞納管理システムを導入する。(事務処理及び滞納者管理の簡素化)

北海道と連携した徴収体制を推進、強化し、市道民税の悪質滞納者対策に一元化して取り組む。

事務事業の見直し、外部委託の積極的な推進などにより、職員定数が見直され縮減される傾向にあるものの、徴収担当職員の困難性を考慮し、きめ細かい徴収体制を確保するため納税職員の増強など徴収体制の強化を図る。

滞納者対策について、広報誌への特集を掲載等、市税の納付促進PRを反復して行う。

(2) 徴収方法の多様化の取組み

口座振替のさらなる促進及びPR強化

新規口座振替者への記念品の贈呈

金融機関窓口での振替促進のため、金融機関に新規実績に応じて奨励金を交付
市税等の収納窓口の範囲拡大及び取扱い時間延長のために、コンビニエンスストアでの収納取扱を検討

(3) 悪質滞納者への対応

恒常的な滞納者の現状は、一税目だけでなく複数税目にわたり、かつ、滞納税額も数年分となり、高額化している状況にある。市の再三の電話や文書、訪問などで納税指導しているにもかかわらず、まったく納税意思を示さない滞納者、誓約した分別納付を滞る滞納者、市政に対する不満を口実に納税を拒否する滞納者等を放置

しておくことは、滞納者の主張を黙認することとなり、納税義務の履行における市民の公平を著しく阻害することになる。

市税を滞納し、かつ、納税について著しく誠実性を欠く者等に対しては、次のような対応を行う。

財産差押えなどの執行強化

滞納者に対する特別措置について条例の制定を検討する

行政サービスの制限

悪質滞納者の公表

入札参加者の指名基準に滞納者除外規定を導入

北 広 島 市 P F I 活 用 指 針 (案)

財政健全化チーム 民間活用 (PFI) ・ コスト縮減検討部会

はじめに

本市財政については、市税収入が4年連続で減少し、また歳出においても、公債費や扶助費など義務的経費の増加により、政策的経費に充てる財源が圧縮されるなど、深刻さが年々増している状況にある。

このような中で、平成13年3月に策定した「北広島市総合計画(きたひろしま21創造プラン)」では、基本計画の第3章(いきいきとした交流と連携のまち)第5節(開かれた市政)主要施策4(行財政運営)の項で「公共施設等の整備にあたっては、PFIの導入など、民間の資金、経営能力、技術能力の活用も考慮して進めます。」としている。また、「第1次実施計画(平成13～16年度)」では、部門別計画の第3章(いきいきとした交流と連携のまち)第5節(開かれた市政)施策区分4(行財政運営)の項で「新たな公共施設の整備にあたっては、PFIの導入も検討し、進めます。」としている。

PFIについては、平成11年に「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律(PFI法)」が施行され、さらにその後示された「民間資金等の活用による公共施設の整備等に関する事業の実施に関する基本方針(PFI基本方針)」及び各種ガイドラインに基づき、これまで各地方公共団体においても具体的な取組が進められてきている。

本部会は、今後PFIを導入していく上での基本的な考え方、庁内推進体制、導入に関する基本的な手順等を「北広島市PFI活用指針」(案)としてとりまとめた。

目 次

1	PFI手法導入の基本姿勢	1 P
	(1) 本市の基本姿勢	1 P
	(2) 導入検討の視点	1 P
	(3) PFI導入検討対象事業の抽出基準	3 P
2	PFI事業の業務の実施手順	4 P
	(1) PFI対象事業の検討体制	4 P
	(2) 外部アドバイザーの活用	6 P
	(3) P F I 導 入 の 手 順	7 P
3	P F I の 概 要	10 P
	(1) P F I と は 何 か	10 P
	(2) P F I の 効 果	11 P
	(3) P F I の 原 則	12 P

1 PFI手法導入の基本姿勢

(1) 本市の基本姿勢

本市においては、行財政改革を推進する観点から、本来、市の責任において行うべき事務事業であっても、市と民間との役割の明確化の視点に立ち、民間活力などにより、コストの縮減や質の高い公共サービスの提供が図られ、行政運営のより一層の効率化が期待できるものについては、さまざまな手法の中から最も効率的、かつ適切な方法を選択し、その導入を図る必要がある。

PFIは、それらの事業実施手法の一つとして位置づけられているものであり、北広島市総合計画の中でも、市民サービスの向上及び行政運営の一層の効率化を図るため、PFIの導入など、民間の資金、経営能力、技術能力の活用を図ることとしている。

このことから、本市においては、公共施設の整備について、従来の整備手法にとられず、PFIの活用が見込まれる事業については、VFM*の達成などPFI導入の可能性について検討し、市事業へのPFIの適正な導入を図っていく。

*VFM(バリュー・フォー・マネー)とは、「住民が支払う税金(マネー)に対して、最も価値(バリュー)の高いサービスを提供する。」という考え方である。VFIの達成とは、サービスの水準が同じならば従来に比べて公共の負担するコストが低減する、又は従来と同等のコストでサービス水準が向上することを意味する。VFMが達成されない場合は、PFI事業として実施すべきでないとしてされている。

(2) 導入検討の視点

PFI導入に際しては、以下の視点をもって検討していく。

ア 行政にとって必要な事業であり、事業の基本的な考え方や内容が整理されていること

PFIはあくまでも公共事業の一手法である。したがって、公共が直営で実施しない事業については対象事業として不適当と考えられている。

また、公共事業である以上、事業の目的まで民間に委ねるものではないことから、具体的な政策目標がないまま、民間の創意工夫を求めることは適切ではない。

市として、基本的な考え方や内容が整理されているものについて、はじめて民間のアイデアを加えていく形を取ることとする。

イ 制度的な障壁がなく、民間にまかせられる分野であること

一般的に、公権力の行使及び行政の意思決定に係るもの以外の行政サービスの提供について、PFI 事業として民間にまかせることが可能と考えられる。

しかし、個々の事業によっては、法的及び制度的な規制も存在することから、PFI 事業とするためには、制度上の障壁がないことを前提とする。

ウ 民間の創意工夫の発揮が期待できる事業であること

民間の経営ノウハウ及び技術的能力を活用して良質かつ低廉なサービス提供を行うためには、民間に同種又は類似の業務が存在し、競争原理が働く分野の事業であることが必要である。

なお、公共側からのサービスの監視又はサービス購入費用を支払うためには、PFI 事業者によって提供されるサービスの水準が明確に測定できることも必要である。

エ 長期にわたって安定的に継続させる事業であること

PFI においては、従来型の公共事業に比較して準備のためにより多くの時間とコストを要することから、事業実施までのスケジュールに無理がないことが必要である。

事業の収益性、安定性の確保の観点からは、対象となる行政サービスが比較的短期間で終了するような事業にはなじまないと考えられている。ただし、民間事業者の資金調達の状況等を鑑みると、超長期間の事業も不适当である。

また、PFI においては、長期にわたる事業について公共が民間事業者と契約し、その経営に委ねることになる。したがって、事業の内容が頻繁に変更され、その都度契約変更の交渉手続が必要になるものも、PFI には適さない。

オ 適当な規模の事業であること

PFI 事業の規模はある程度の大きさであることが必要である。

PFI を実施するに当たっては、従来型の公共事業と比較して民間にとっても相当の時間やコスト、労力を費やすことから、事業規模がある程度以上のものでなければ費用対効果が見合わない。このことは、民間事業者の参加意欲にも影響し、事業規模が大きいほど民間事業者の参加意欲が強くなり、それだけ競争原理が働くことになる。

ただし、反対に事業規模が大き過ぎると民間事業者は資金調達、リスクの面から参入しにくくなる。また、あまりに複雑、かつ複数の事業から構成されるような事業の場合は、コンソーシアム（企業連合）の形成が難しくなる。

(3) PFI 導入検討対象事業の抽出基準

PFI 導入検討対象事業は、初期投資額がおおむね 10 億円以上の事業とする。対象事業の抽出に当たっては、1 の(2)の導入検討の視点を踏まえて、次の項目について検討する。

P F I 導入検討対象事業の検討項目

項 目	内 容
(1) 事業の基本的な考え方や内容が整理されている。	事業を行う場所、期間、サービス等の内容及び対象が、PFI として事業のスキーム等を検討できる段階まで固まっていること。
(2) 民間に任せられる分野である。	行政が民間に任せる上での制度的な障壁がなく、市の判断で民間に委託できること。
(3) 民間にノウハウがある。	同種又は類似の事業について民間に実績があり、経営ノウハウ及び技術的能力の活用が期待できること。
(4) 民間で競争性が確保できる。	同種又は類似の事業を行う企業が数的に限定されておらず、複数の事業候補者による競争が期待できること。なお、事業の自由度が高い方が民間事業者の創意工夫の余地があり、競争性が期待できること。
(5) サービス水準を明確に設定できる。	サービスの水準が客観的に測定できる種類のものであること。
(6) 長期にわたって継続される行政サービスである。	事業環境が安定しており、また、行政の都合で事業内容を変更する可能性が低いなど長期間継続する予定の事業であること。
(7) 事業期間が適当である。	投資の回収に要する期間及び事業の陳腐化のスピード等を考慮して、事業期間が 15 年から 30 年程度であること。
(8) スケジュールに無理がない。	事前の検討に十分な時間的余裕があること。

2 PFI事業の業務の実施手順

(1) PFI対象事業の検討体制

本市においては、PFI法の施行に伴いPFIの導入を検討のため、平成12年に「PFI基本調査部会」を設置し、先進自治体の情報収集、民間企業の実績、ノウハウの収集等を行ってきた。同部会は、引き続き本市のPFI導入に向け必要な調査を行うとともに事業を所管する担当課（以下「事業担当課」という。）への支援及び調整を行う。

また、PFI導入対象事業の審査及び検討を行うため、「PFI導入検討委員会」を設置する。同委員会の事務局は、PFI基本調査部会に置く。

PFI対象事業の抽出から事業の実施まで行う事業担当課をはじめ、PFI基本調査部会及びPFI導入検討委員会の主な所管事項は、次のとおりである。

ア 事業担当課

- (ア) 対象事業の抽出及び検討結果報告
- (イ) 外部アドバイザーの委託等に関する事項
- (ウ) 実施方針の策定及び公表
- (エ) 入札、契約、公表等に係る関係部局との連絡調整

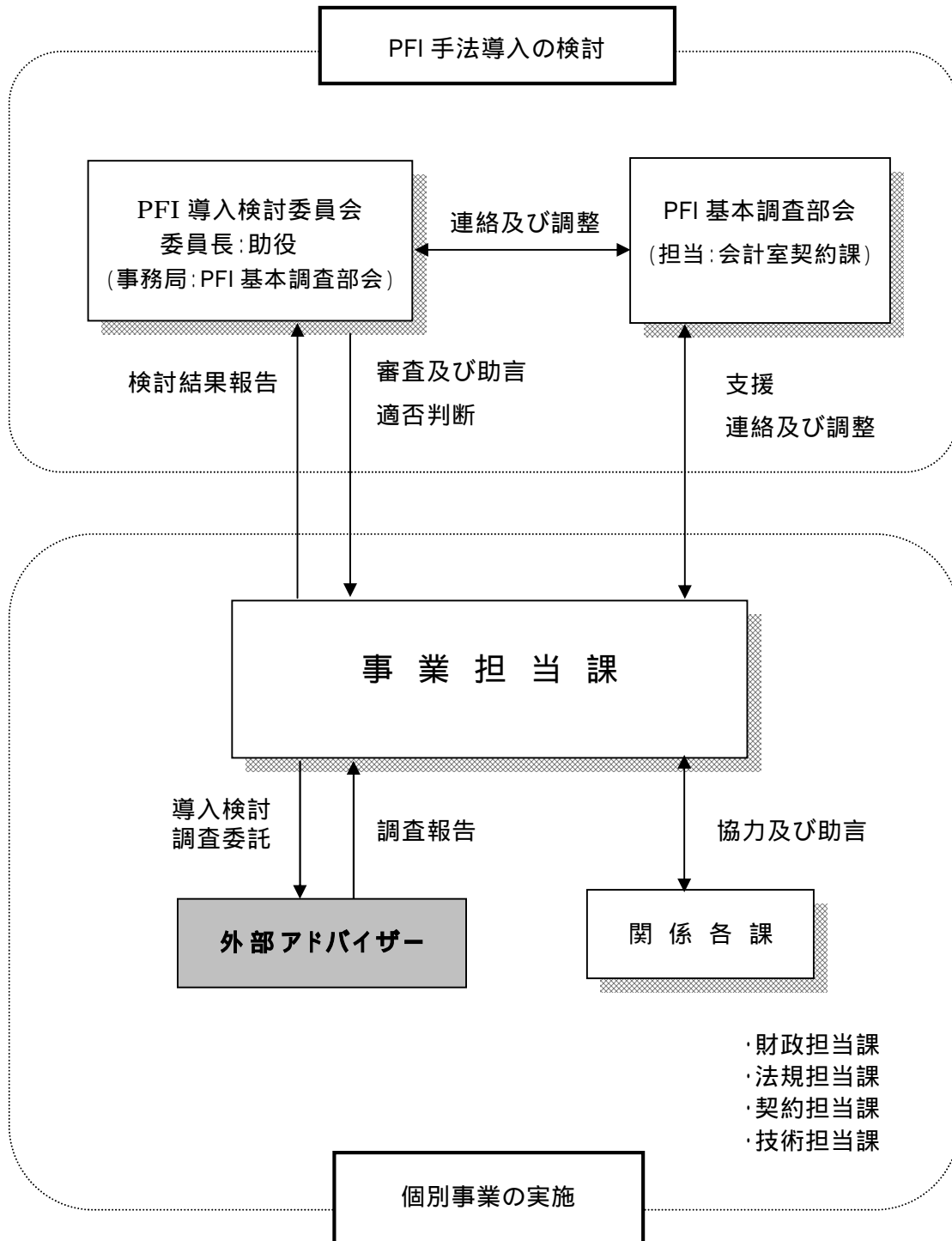
イ PFI基本調査部会

- (ア) PFIに関するノウハウの蓄積及び他都市における先進事例等の情報収集
- (イ) PFI対象事業の検討の支援及びその推進に関する連絡調整
- (ウ) その他PFIに関連する必要な調査検討及び連絡調整

ウ PFI導入検討委員会

- (ア) PFI対象事業の審査、助言及び適否判断
- (イ) 実施方針の内容確認及び重要事項の検討
- (ウ) 「北広島市PFI活用指針」の改訂

エ 検討体制スキーム



(2) 外部アドバイザーの活用

PF1 手法の導入にあたっては、財務、金融、法律、建築等技術の各分野にわたる専門的な知識やノウハウが市側にも必要となる。これらの知識を有する関係各課と連携して取り組むことは勿論であるが、専門的知識を有する外部の専門家とアドバイザー契約を締結する必要がある。

アドバイザーへ依頼する業務は PF1 手法の導入可能性調査における業務及び導入決定後の実行段階における業務である。

それぞれの具体的な業務は、次のとおりである。

ア PF1 手法の導入可能性調査における業務

- (ア) PF1 事業成立の必要条件整理
- (イ) 施設計画及び運営計画
- (ウ) 事業方法の検討
- (エ) PF1 事業スキーム概要の構築
- (オ) VFM (バリュー・フォー・マネー) 及びリスク分担の検討
- (カ) 市場調査の実施
- (キ) 法制、税財政、各種助成制度等の課題検討
- (ク) 導入調査報告書の作成

イ 実行段階における業務

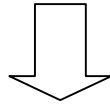
- (ア) 事業実施手続・スケジュールの検討
- (イ) 実施方針案の策定及び募集関係書類案の作成
- (ウ) 質問回答書の作成
- (エ) 契約書案の作成
- (オ) 事業予定者との交渉支援

(3) P F I 導入の手順

STEP 1 P F I 導入検討対象事業の抽出

事業担当課は、事業の構想段階から1の(3)のP F I 導入検討対象事業の抽出基準に基づき、P F I の検討対象事業を抽出する。

抽出の検討に当たっては、P F I 基本調査部会及び関係各課と連携を取り進める。

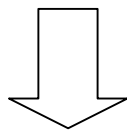


STEP 2 P F I 導入検討対象事業の検討

事業担当課は、抽出した事業のP F I 導入の効果を整理し、検討結果報告書をP F I 検討委員会へ提出する。

検討結果報告書に記載する内容は、事業概要(事業費、事業期間等)同種の事業へのP F I 導入事例の有無及び維持管理コスト(ライフサイクルコスト*)などP F I 導入に向けた判断材料となる内容を記載する。

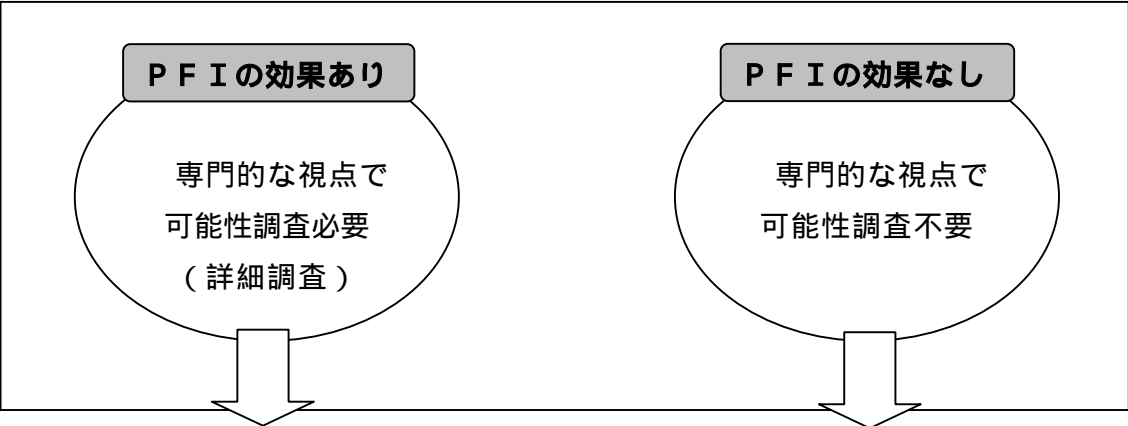
*ライフサイクルコスト
= 建設費 + 起債金利 + 事業
期間中の維持管理費及び運
営費 + 修繕費



STEP 3 P F I 適性判断

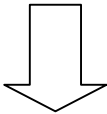
P F I 導入検討委員会は、事業担当課から提出された検討結果報告書を審査し、必要に応じて助言及び更なる検討の指示を行うとともに、P F I 導入の効果を総合的に評価し、より専門的な視点(外部アドバイザー)からの検討が必要かどうか判断する。

STEP 3 において総合的に評価した結果



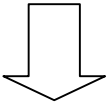
P F I 導入に向けた詳細な調査（以下「導入可能性調査」という。）を実施（STEP 4 に進む）

P F I 以外の民間活用手法又は従来方式での実施に向けた検討



STEP 4 P F I 導入可能性調査事前準備

事業担当課は、P F I 導入可能性調査経費の予算措置及び外部アドバイザーの委託等に関する業務を行う。

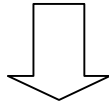


STEP 5 P F I 導入可能性調査の実施

事業担当課は、外部アドバイザーを活用し、詳細な調査及び検討を行い、その結果をP F I 導入検討委員会へ報告する。

（調査項目）
事業計画の整理、法制度の整理、補助制度の整理、事業形態等の検討、リスク分担等の検討、V F Mの算定、民間事業者の参入意向の把握等

STEP 5 より



STEP 6 P F I 導入の判断

P F I 導入検討委員会は、導入可能性検討調査の結果報告書に基づき、P F I 導入の可否について判断する。

実施する旨判断した場合の手続は、P F I 法に基づく手順となる。

P F I 法に基づく事業実施までの主な流れ

実施方針の策定及び公表

(アドバイザーの選定 事業者選定委員会の設置 事業者選択方式の検討
実施方針案の作成 同案の事業者選定委員会での検討 実施方針の公表
説明会の開催 実施方針に対する質問及び意見の対応)

特定事業の評価、選定及び公表

(特定事業の選定、公表原案の作成 同案の事業者選定委員会での検討 特定事業の選定及び公表)

民間事業者の募集、評価、選定及び公表

～ 入札方式により手順が若干異なるが、ここでは、総合評価一般競争入札方式のフローについて記載

(入札説明書等の原案作成 同案の事業者選定委員会での検討 入札公告等
公表 説明会 質問に対する回答 落札者の選定 落札者の公表)

落札者の選定ができないなど P F I で実施が不可能な場合は、特定事業の選定を取り消す。

契約等の締結

事業の実施及び事業の監視

3 PFIの概要

(1) PFIとは何か

ア PFI法の制定

PFIは、英国において、1980年代のサッチャー政権による行財政改革・財政再建への種々の取組みを経て、1992年に公共事業を改善する手法として導入された。

わが国においては、平成11年7月に「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（以下「PFI法」という。）」が公布され、同年9月に施行された。

イ 民間資金及びノウハウの有効活用

PFI(Private Finance Initiative プライベート・ファイナンス・イニシアティブ)とは、従来公共部門が対応してきた公共施設等の設計、建設、維持管理、運営等について、民間の資金やノウハウを活用するとともに、公共が負担していたリスクを民間へ移転することなどにより、VFM(Value For Money バリュース・フォー・マネー)を達成しつつ、社会資本の整備及び公共サービスの提供を行う手法である。

ウ VFMの達成

PFIの根本にはVFM、「一定のコストで、最も高いサービスを提供する。」「同一水準のサービスをより低いコストで提供する。」という考え方がある。PFIは、民間事業者の資金及び経営ノウハウを最大限に引き出し、提供される公共サービスについてVFMに基づく費用対効果を最大化することを目的としており、PFIを導入する際には、VFMが確保されていることが要求される。

エ 明確なリスク分担

リスクとは、事故、需要の変動、物価及び金利の変動、測量・調査のミスによる計画・仕様の変更、工事の遅延等による工事費の増大、関係法令及び税制の変更等の予測できない事態により損失が発生する恐れのことをいう。

従来型事業手法は、リスクは基本的に公共側が負担することとし、不確実性が高いリスクは、その発生時に契約当事者間で協議するという形態が一般的であるが、PFI手法においては、事業期間中に発生する可能性のあるリスクを契約締結の時点で詳細に明確化した上で、リスクの一部を民間に移転する。その上で、官民の役割分担を具体的かつ明確に規定し、追加的支出を未然に防ぐことを基本としている。

(2) PFI の効果

ア 低廉及び良質な公共サービスの提供

民間事業者の経営上のノウハウ及び技術的能力を活用して、設計、建設、維持管理及び運営の全部又は一部が一体的に行われること、及び従来型事業手法では基本的に公共が負担していたリスクが官民により適切に分担され、事業全体のリスク管理が効率的に行われることなどから、事業コストの削減が期待されるとともに、質の高い社会資本の整備及び公共サービスの提供も期待される。

イ 財政支出の平準化

PFI 手法では、民間事業者に対するサービスの対価の支払が、当該事業の契約期間全体にわたって行われることから、地方公共団体等の財政支出が平準化されることが期待される。

ウ 官民の適切な役割分担に基づく新たな協力関係の形成

従来、国、地方公共団体等が行ってきた事業を、民間の自主性及び創意工夫を尊重しながら、可能な限り民間事業者に委ねることによって、官民の適切な役割分担に基づく新たなパートナーシップが形成されていくことが期待される。

エ 民間の事業機会の創出による経済の活性化

従来、国、地方公共団体等が行ってきた事業を民間事業者に委ねることから、国、地方公共団体等の専管事項に見られていたような事業分野にも民間事業者が新規参入するチャンスが開かれ、民間事業者の新たな事業機会が創出される。

また、他の収益事業と組み合わせることによっても、新たな事業機会が生み出されることになる。このように、民間の事業機会を創出することを通じて、経済の活性化に資する効果が期待できる。

オ 構造改革への対応

今までの産業振興、社会資本整備の充実などにおいて、行政が果たしてきた役割は大きいと考える。しかし、近年はその弊害も指摘されており、もう一度行政の役割を見直そうと各自治体で積極的な取組が見られているところである。事務事業評価、バランスシート、情報公開等は、この流れに沿ったものであり、PFI の導入は、こうした動きとともに、本格的な構造改革に向けて重要な役割を担うものと期待される。

(3) PFI の原則

PFI 事業の検討及び実施に当たっては、国が策定した業務実施に関する PFI 基本方針に、次の原則及び主義が示されている。

5 つの原則	
1 公共性原則	公共性のある事業であること。
2 民間経営資源活用原則	民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用すること。
3 効率性原則	民間事業者の自主性と創意工夫を尊重することにより、効率的かつ効果的に実施すること。
4 公平性原則	特定事業*の選定、民間事業者の選定において公平性が担保されること。
5 透明性原則	特定事業の発案から終結に至る全過程を通じて透明性が確保されていること。
* 特定事業：PFI 事業として実施する方針であることを公共側が決定した事業のこと。公共側は、実施方針の策定後、当該事業の実施可能性を勘案した上で、これを PFI 事業として実施することが適切であると判断したとき、PFI 法第 6 条に基づき特定事業として選定することとなる。	

3 つの主義	
1 客観主義	各段階での評価決定について客観性があること。
2 契約主義	公共側と選定業者との間の合意について、明文により、当事者の役割、責任分担等の契約内容を明確にすること。
3 独立原則	事業を担う企業体の法人格上の独立性又は事業部門の区分経理上の独立性が確保されること。

「未利用市有地の処分等」について

財政健全化推進チーム
民間活用（PFI）・コスト縮減検討部会

1. 検討の背景と必要性について

近年、全国的な景気低迷の影響で本市の税収は減少しており、今後も大幅な税収の伸びは見込めない状況にある。また、地方分権の進展に伴い国庫支出金や地方交付税の見直しが行われており、財政運営の悪化が懸念されている。

未利用市有地の処分等（売却や有償貸付）は、その処分等による収入だけではなく、売却した土地に住宅や店舗等が建設されることによる地域や経済の活性化、さらには税収への波及効果などを生み出すことになる。本市の財政状況が厳しい中において、未利用市有地の処分等は、自主財源の確保等の手段として有効である。

これまで本市の財産管理は、財産を適正に管理することを主眼としており、普通財産を利活用するという視点では、地価下落の影響もあり、あまり積極的な取り組みはできなかった。今後は、利活用を推進するとともに、限りある財産を重要な資源ととらえ、より有効かつ弾力的な視点で取り組む必要がある。

2. 検討項目ごとの結果について

市有地の現状把握について

市が保有する普通財産（未利用地）の状況を精査し、有効に利活用するため、行政財産の用途廃止等による所管換えを含む全庁的な調査を実施する必要がある。

積極的な管理について

未利用市有地の把握後は、整理、分類し、市が利用する予定のないものについては、処分等対象財産として位置づけ、民間が活用できるよう情報を提供し積極的に取り組む必要がある。

未利用市有地の処分等について

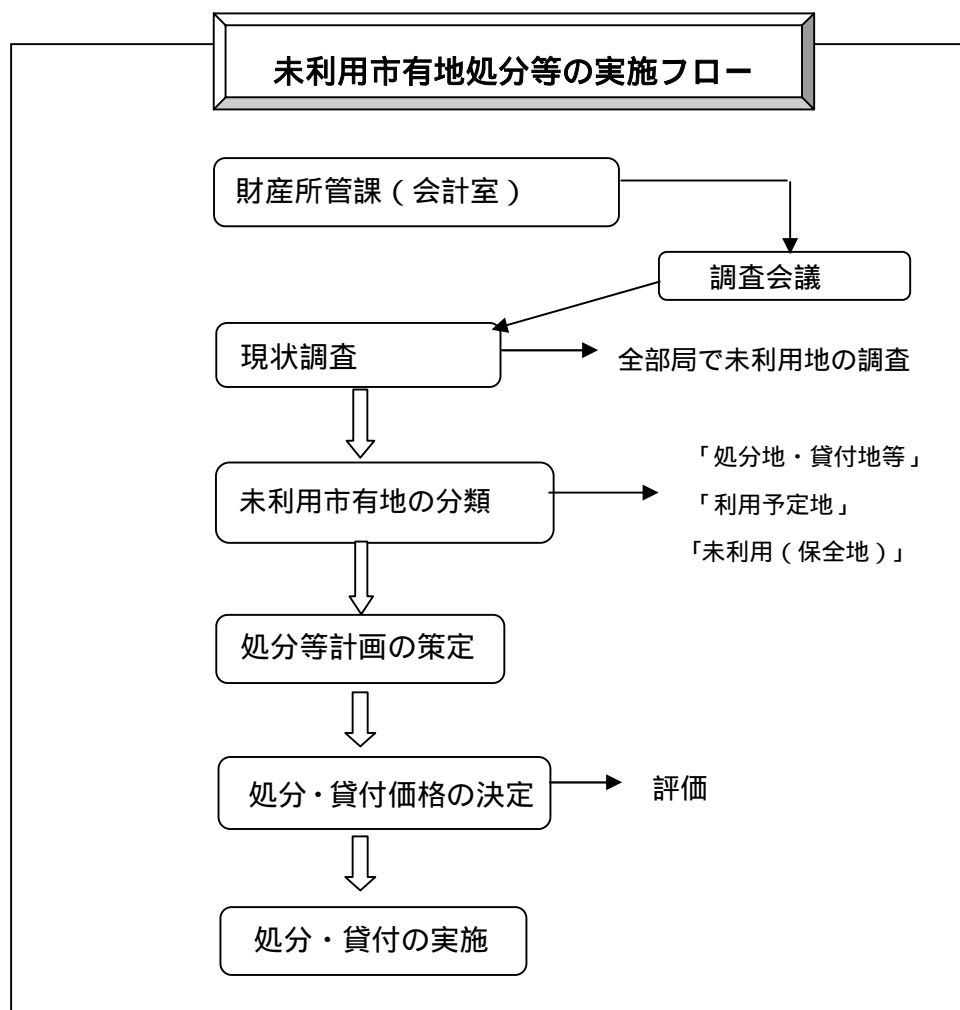
活用方法の基本は、将来的に利用の見込めない未利用市有地については処分（売却）することとし、利用見込みのある未利用市有地は、その時期が具体化するまで有償で貸し付けることとする。

未利用市有地の処分等を推進する体制について

未利用市有地の処分等については、会計室が中心となり進めるが、未利用地の調査にあたっては全庁的な共通認識の下に取り組む必要があることから関係課が構成する調査会議を設ける。

処分等計画の策定について

調査、分類の後、処分等計画を策定し、それに基づき実施する。



3 . 基本方針に基づく処分等の実施

「未利用市有地の処分等」を円滑に推進するとともに、財源確保等の方策として定着させるため、別紙の「北広島市未利用市有地処分等基本方針(案)」を策定し、それに基づき実施することを提言する。

北広島市未利用市有地処分等基本方針（案）

1 背景と目的

近年、景気低迷の影響により税収は減少しており、今後も大幅な税収の伸びは見込めない状況から財政運営の悪化が懸念される。未利用市有地の売却や有償貸付（以下「処分等」という。）は、その処分等による収入だけではなく、売却した土地に住宅や店舗等が建設されることによる地域や経済の活性化、さらには税収への波及効果などを生み出すことになる。このことから、厳しい財政状況の中、自主財源の確保等の手段として、未利用市有地の処分等を積極的、計画的に実施する。

2 未利用市有地の処分等の推進体制

未利用市有地の処分等の推進は、会計室が中心となり実施する。

また、未利用市有地の調査にあたっては、全庁的な取り組みを行うため、未利用市有地連絡会議を設置し、実施する。連絡会議の座長は会計室長とし、構成員は、契約課長、財政課長、土木事務所長、下水道課長、業務課長、管理課長その他座長が必要と認める者を充てる。

3 未利用市有地の調査及び把握

未利用市有地の調査及び把握は、未利用市有地連絡会議が全庁的に実施する。

4 把握した土地の分類

把握した未利用市有地は、企画財政部が中心となり、将来の土地利用や公共施設配置などを総合的に勘案し、「処分地・貸付地等」、「利用予定地」、「未利用地（保全地）」などに分類する。

5 未利用市有地の処分等計画

会計室は、「処分地・貸付地等」として分類された土地について、処分等の実施計画を策定する。

6 未利用市有地処分等の実施

会計室は、処分等の実施計画に基づき未利用市有地の価格を決定し、処分等を実施する。

[資料]

主な普通財産の一覧

	所在地	地目	面積(m ²)	市街化区域
1	共栄町 1-13-4	宅地	2,712	内
2	東共栄 4-1-1~3	宅地	365	内
3	東共栄 4-3-3~4	宅地	218	内
4	西の里 501-1	学校用地	2,907	外
5	輝美町 2-3	宅地	4,852	内
6	輪厚中央3丁目7番9外	宅地	260	内
7	共栄296-2,304-2,305-5	雑種地	16,595	外
8	大曲柏葉1丁目11 - 14	宅地	137	内
9	中の沢245番15	公衆用道路	191	外
10	共栄3番5外	山林 外	3,316	内
11	大曲南ヶ丘1丁目1番地3	宅地	386	内
12	輪厚575番地1	雑種地	13,015	外
13	共栄 315-2のうち 外	雑種地	16,325	外
14	共栄町 3-10-4外	宅地	8,429	内
15	共栄町 1-41-4	雑種地	2,082	内
16	西の里 501-13	学校用地	6,804	外
17	大曲 239、240	山林	22,443	外
18	大曲柏葉 1-2-4	宅地	2,431	内
19	大曲 62-1	原野	6,023	外
20	島松 249-5.7.8	原野	6,285	外
21	栄町 2-1	宅地	5,514	内
22	緑陽町 1-1-2	宅地	3,010	内
23	稲穂町東 4-4-3	宅地	413	内
24	稲穂町西 1-5-1.6.7	宅地	414	内
25	中央1-4-5	宅地	1,964	内
26	西の里336番3外	畑 外	3,690	外
27	島松268番2外	公衆用道路	508	外

合計	131,289
----	---------

(注1) 幼稚園、保育所、熱供給施設の貸付地は除く。

(注2) 集会所、教員住宅の用地は除く。

(注3) 有償貸付地は除く。